

当院における院内製剤について

「院内製剤」とは、保険適応の医薬品ではありませんが診断・治療において医療上必要とされ、医師の申請により薬剤師が病院内で調製するものです。（保険適応の医薬品を混和するなどして剤型を変更するものも含まれます。）

これらの院内製剤は、多くの病院で使用実績があり有効性・安全性は確認されています。また、当院では倫理委員会および薬事委員会において、安全性・有効性・必要性などを審議し、承認されたものを使用しています。

十分な科学的根拠と複数の患者様に有益であることが認められた場合には、文書による説明または同意取得を省き、この院内掲示により、同意を頂いたものとさせていただきます。ただし、一部の院内製剤については、使用前に医師より個別に口頭で説明を行い、同意を確認いたします。

ご不明な点がございましたら、診療科の医師までお尋ねください。

院内製剤一覧

	製剤名	使用目的	診療科
1	0.5%塩化亜鉛液	慢性、急性咽頭炎の治療	耳鼻咽喉科
2	ブロー氏液	外耳道炎の治療	耳鼻咽喉科
3	10%硝酸銀液	新生児の臍肉芽腫、鼻出血の止血、 不良肉芽の焼灼	耳鼻咽喉科・小児科・ 皮膚科
4	3%酢酸水溶液	コルポスコピー検査(子宮頸がん検査用)	産婦人科
5	1%ヨード溶液	子宮頸部円錐切除術時の診断	産婦人科
6	五苓散坐剤	小児嘔吐症の治療	小児科
7	20万倍ボスミン液	扁桃腺摘出手術	耳鼻科
8	リドカインアズレン含嗽水	口内炎の疼痛緩和	内科

2025年3月
聖母病院